



犬の飼い主には、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を行うことが、狂犬病予防法で義務づけられています。

狂犬病は人に感染する恐れがあり、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。

狂犬病を防ぐには、予防注射が不可欠です。

犬の登録と狂犬病予防注射を5月13日（火）から各地区を巡回して行います。生後91日以上の子犬を飼っている方は、最寄りの会場へ4月に発送予定の**問診票**を持ってお越しください。

犬を登録している飼い主の方には、集合

お願い

①犬は必ず登録し、鑑札をつけてください。
購入した犬や猫のマイクロチップ情報の登録が義務になりました。

②登録事項を変更する場合、届出書の提出、またマイクロチップ情報の登録をしている犬は、オンラインによる変更登録の申請が必要です。
（例）犬が死亡したとき。飼い主の氏名や住所が変わったときなど。

③毎年1回狂犬病の予防注射を受け、注射済票を犬につけてください。

医院名	電話番号
岡本動物病院	0887-53-2681
さくら動物病院	0887-57-0308
テラ動物病院	0887-52-8272
南国ひまわり動物病院	088-863-3150
なんごくアニマルクリニック	088-863-0039
斉藤獣医科	088-862-0393
ゆずの木どうぶつ病院	088-856-7527

マイクロチップに関する詳しい情報はこちらから⇒



集合注射以外のほかに、表内の動物病院で注射を受けられます。
※動物病院で受ける場合、注射料金は病院へお問い合わせください。

■問い合わせ先
環境課 ☎53-1063

注射の詳しい日程表を問診票とともに送付します。問診票に必要事項を記入し、当日注射会場に持参してください。

※予防接種は集合注射または、下の動物病院で4月～6月中に受けてください。

※注射の実施会場へは、必ず飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

料金（1匹当たり）
登録3,000円・注射3,500円
※つり銭の要らないように、ご協力をお願いします。

あなたのペット 近所迷惑になっていませんか？

ペットを飼うには、社会のルールを守り、他人に迷惑をかけないようにすることが大切です。適切な飼い方を心掛け、人とペットが共に快適に暮らせるようにしましょう。無理な数の飼育をせず、適切な飼い方ができる数で飼育をしましょう。また、犬や猫を飼うと決めたら、責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。



◆鶏を襲ったり、畑を荒らすなどの被害が出ています。脱走防止・しつけと訓練を行いましょう。

◆犬のふんは必ず始末しましょう。責任を持って必ず飼い主が持ち帰りましょう。

◆なるべく吠えないようにさせましょう。ストレスがたまらないように散歩をし、しつけと訓練を行いましょう。ひどく鳴く場合は、動物病院に相談を！



◆放し飼いによるふん尿などの被害が多発しています。迷惑にならないよう飼育しましょう。猫は室内飼いをおすすめします。

◆名札をつけましょう。迷っても飼い主が分かるようにしましょう。

◆野良猫にエサを与えないようにしましょう。野良猫にエサを与えると、エサを求めて他地域から猫が集まり、ふん尿被害が大きくなることがあります。また、その結果不幸な猫が増えてしまうことにもなります。

犬や猫を捨てる行為は犯罪です

犬や猫を飼うと決めたら責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。犬や猫を捨てると最高100万円の罰金が科せられます。

不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術をすることで、不幸な子犬や子猫を増やすことがなくなります。発情期がなくなることによって鳴き声やけんかが減り、乳がん等の予防にもなります。

犬や猫のマイクロチップに関する移行登録サイトについて

犬や猫のマイクロチップの登録については環境省の「移行登録受付サイト」にアクセスし、手続きをすれば、環境省のデータベースに登録できます。

森林環境譲与税に関するお知らせ

森林環境譲与税の活用

令和5年度 森林環境譲与税交付額 約1億3,803万円
令和5年度 森林環境譲与税活用額 約1億1,380万円（森林環境譲与税基金取崩額 約1,849万円）

森林環境譲与税は、このような取組に使われています。

●森林整備 ●人材育成・担い手の確保 ●木材利用や普及PR

香美市で実施している森林環境譲与税を活用した事業については、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律に基づき、市のホームページで公表しています。

ホームページでは、森林・林業に関わる事業や「香美市森づくり構想」も掲載しています。

森林環境譲与税を活用した新たな取り組み

●危険木伐採支援事業【リニューアル】

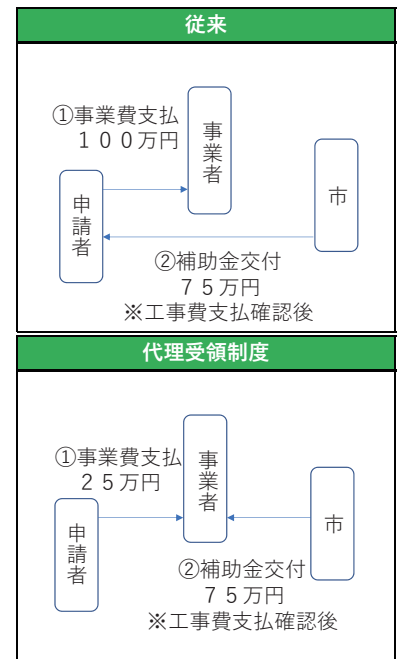
住宅や公道等への倒木を防ぎ、人命および財産を保護するため、市内の危険木を伐採する場合に費用の一部を補助しています。

今年度から、「代理受領制度」を利用することができます。「代理受領制度」は、補助金の申請者が、伐採等を行う事業者（受任者）に補助金の受領を委任することで、受任者が補助金を代理で受領することができる制度です。この制度を利用すると、市から直接受任者へ補助金が支払われるので、申請者は自己負担分の金額だけで、費用負担を軽減することができます。

●かみんぐFutureつなぐ森公募事業【新規事業】

- 【補助対象者】
（1）、（2）高知県小規模林業推進協議会に属する者 （3）自治会長
- 【補助対象事業】
（1）安全対策支援事業
自ら林業作業を行う方の安全防具等の導入、森林整備活動に伴う傷害保険加入費用への支援。
①安全防具等の購入費用：補助率5分の4 上限6万円
②森林整備活動に伴う傷害保険加入費用：補助率5分の4、上限2万円
- （2）新たな森林産業支援事業
特殊伐採装備の導入への支援。
特殊伐採装備の導入費用：補助率5分の4、上限20万円
- （3）里山整備支援事業
農地周辺または取水等にかかる河川や溪流周辺の森林整備への支援
伐採、伐採木の集積又は搬出に要する費用：補助率95% 上限30万円
1 施行地の面積が1アール以上のものとする。
- 【その他】
補助金を申請する場合は、補助対象となる事業計画書に必要な書類を添えて提出する必要があります。
提出期限：6月30日（月）

【問い合わせ先】農林課林政班 ☎52-9283



【例】事業費100万円、補助金額75万円の場合

